

平成27年9月25日（金）13：30～

交通政策審議会海事分科会第69回船員部会

【成瀬専門官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第69回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中12名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

議事次第、配付資料一覧、その次からが議題関係の資料となります。今回、資料のほうが多々ございます。資料の番号は、縦置き資料は右上に、横置き資料は左上に記載してございます。

まず、資料1として、資料番号は付しておりませんが、平成28年度海事局関係予算概算要求概要、冊子になったものがあります。

資料2として、諮問第223号「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」を受けました答申（案）が両面印刷で1枚になります。資料2-2として、漁船員の最低賃金に関する最低賃金小委員会公益委員の見解、こちらも両面印刷で1枚、その参考資料として、資料2-3が両面印刷で2枚、3ページものとなります。

資料3といたしまして、船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正についてを受けた答申（案）が1枚になります。その参考資料として資料3-2が両面印刷で3枚、5ページものとなります。

資料4として、横置き資料で勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（概要）が1枚。資料4-2として、当該法を受けた船員の事業主等が適切に対処するための指針案の概要が1枚。資料4-3として、当該指針案そのものが両面印刷で4枚、7ページものとなります。

資料5として、交通政策審議会への諮問について、諮問第228号「船員派遣事業の許可について」が2枚。その参考資料として、資料5-2が3枚、こちらは委員限りの資料

となります。

資料は以上ですが、お手元のほうに届いておりますでしょうか。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

**【野川部会長】** それでは早速、議事を進めてまいりたいと存じます。

議題1の「平成28年度海事関係予算概算要求（重要事項）について」、事務局からご説明をお願いいたします。

**【村田企画官】** 海事局総務課で予算担当をしております村田と申します。よろしくお願いたします。私のほうから平成28年度予算概算要求、海事局関係の部分について概要のご説明をいたします。

まず、冊子1、2ページの見開きの部分をごらんください。左上にありますけれども、海事局の概算要求28年度分が一般会計の総額で119億円の要求となっております。これが今年度の平成27年度の予算額に対して1.13倍の要求となっております。このうち40.8億円、約40億円が海事局の行政経費、それから78億円ほどが独立行政法人の経費となっております。この独立行政法人ですけれども、来年4月に統合が予定されております海技教育機構と航海訓練所、この2つが1つになります海技教育機構、これの予算となっております。

もともと海事局が担当しております海洋技術安全研究所、こちらの予算につきましては来年4月からほかの研究独法と統合される予定になっておりますので、それとあわせて総合政策局のほうの予算として計上させていただいております。それが約30億円ほどあります。それを合計しますと150億円ほどの予算になります。

その下に、うち新しい日本のための優先課題推進枠というのが23.6億円ありますが、これは骨太の方針ですとか日本再興戦略のほうに掲げられている課題に対応するための枠として用意されているものであります。

次に、どういう項目について要求しているかについてご説明いたしますが、主な予算項目としては、1ページ目の下の四角にあります。大きな項目として、海洋フロンティアへの挑戦、海事産業のイノベーション推進による国際競争力の強化、海事分野における地域振興、海事分野の安全・安心、防災対策、船員の確保・人材の育成、これら5つの分野に対して要求をさせていただいております。

まず、海洋フロンティアへの挑戦、これは数年前からやっておりますが、海洋開発市場

を我が国経済に取り込むというのを目的として要求している部分ですけれども、主なものとしては、海洋資源開発の基盤となる技術者の育成、このシステムを構築するために環境整備を実施しようということで3億円ほどの要求。それから、海洋資源開発関連技術の開発を支援するという意味で、補助金として5億8,000万ほどの要求、こういうものが主なものになっております。

2つ目のイノベーション推進による国際競争力の強化ですけれども、これはもともとの造船業の国際競争力を強化しようということでの要求になっておりまして、主なものとして先進安全船舶の開発推進というのがあります。これはIoTあるいはビッグデータの解析を活用して、インターネット経由で船の状態を常に知ることによって、新しい船といますか、先進安全船舶を開発していこうというものであります。これは民間が新しい技術を開発することに対する補助金という形での要求にしております。

もう1つが、船舶の高度性能評価システムの構築ということで、船を設計する段階においては水槽試験をたくさんやらないといけないということですが、この費用がかかる、あるいは水槽の数がなかなか少ないものですから、利用状況が逼迫しているということがありまして、この水槽試験の一部をシミュレーションで置きかえることができないかということの研究しようとするものです。

次の項目ですけれども、海事分野における地域振興として、海の日を活用した海事振興の推進というのを挙げております。今年度は世界海の日ということでパラレルイベントが実施されたわけなんですけど、来年度以降もこの動きを継続していかないといけないということでありまして、国民の海洋に対する理解・関心を喚起するために取り組みをしていこうというものであります。

それから、最近話題になっておりますが、造船業における人材の確保・育成のための費用についても今年度27年度から始めておりますが、来年度についても要求していこうというものであります。

それから、ちょっと毛色が変わりますけれども、4つ目の海事分野の安全・安心、防災対策のほうですが、小型船の衝突事故が減らないということで、これに対応するためにスマートフォンを使えないものかということを考えておりまして、そのための費用を計上しております。

それから5つ目が船員の確保・人材の育成、これについては後ほど詳しくご説明があると思います。

そういうことで、全体として119億の要求という形にさせていただいております。

私のほうからは以上です。

【吉田船員政策課長補佐】 それでは続きまして、船員関係の予算につきまして説明させていただきます。資料の15ページをごらんください。

1つ目は、(1) 船員の確保・育成体制の強化であります。こちらは目的の部分にございますが、内航船員の高齢化、外航日本人船員の激減等に対応するために、船員の確保・育成・雇用促進を図るというものでございます。

事業としては、内容のところに並んでおります4事業に取り組んでおります。来年度要求では新規の要求項目はございません。要求額も、基本的には前年度と同額程度ということになっております。

1. の船員計画雇用促進等事業に関しまして、一部支給対象の見直し等を行っておりますので、説明させていただきたいと思っております。15ページの下半分がこの計画雇用促進等事業の概要でございますが、こちらの事業は内航船員の高齢化が非常に進んでおる一方で、事業者のほとんどが中小企業ということで、若年船員の計画的な雇用を支援するというところで、若年船員を雇用した事業者に助成金を支給しておるというものでございますが、取り組み内容のところに、現行と来年度要求というのを並べております。

見直し内容ですが、1つ目は、来年度要求の※のところに書いておりますが、運航要員に限るということで、これまでは旅客船の客室乗務員の方とか売店の売り子の方とかもこの助成金の対象としておったのですが、より船員の確保の重要性が高まっておる中で、船舶の運航にまさに直結する運航要員に特に重点的に取り組んでいきたいということで、来年度から運航要員に限るということにしたいと考えております。

もう1つは、一般の教育機関等からの就業の拡大に重点化を図っていきたいということで、現行も船員の教育機関卒業生については最大24万円で、それ以外の学生については36万円ということで、多少傾斜をつけておったんですが、それをもう少し大きく傾斜をつけることにしまして、船員の教育機関卒業生ですとか、あとは同じように卒業時に船員の資格がとれる水産高校の専攻科、水産大学校卒業生につきましては助成額を最大12万円にしまして、他方、それ以外からの就業者については最大48万円に嵩上げをしたいというふうに考えております。こちらが来年度の新しい見直し部分でございます。

あと、2、3、4の部分は前年と変わりませんので、飛ばさせていただきます、続きまして17ページの一番上、船員離職者職業転換等給付金でございます。こちらは前年度2

00万円要求しておりましたが、来年度は5,600万円の増額要求をしております。こちらの給付金は、下にスキーム図がございますが、離職を余儀なくされた船員につきまして、一般的には雇用保険法に基づく失業給付金が支給されるわけですが、特別な法律に基づく要件を満たす船員につきましては、失業給付金が切れた後も最大で2年間、こちらの給付金が給付されるというようなことになっております。

ここ数年、支給対象ゼロが続いておりましたが、前回、高橋委員からの要望でも話がありました。来年度の1月からロシアのEEZでサケ・マス流し網漁業が禁止をされるという関係で、こちらの給付金の適用になる離職船員の発生が見込まれますのと、それとはまた別に、釧路港の沖合底引き網漁船につきまして、この給付金の給付対象になる船員の離職が既に発生をしておるという状況でございます。必要な船員のセーフティーネットのための給付金でございますので、必要な額を確保していきたいというふうに考えておるところでございます。

その下のアジア地域における船員養成の支援等につきましては、前年度と同じ内容、要求額で行うということにしております。

18ページ、船員養成施設の整備でございますが、こちらは前年度6,900万円だったものを来年度3億1,200万円に増額をすることとしております。こちらは海技教育機構の各建物につきまして、これまでも耐震改修に進めておったところでございますが、今般、建物の耐震診断が一通り終了したということで、耐震改修工事に取りかかるための設計を進めていきたいということで、そのための費用を追加で要求をしておるといふものでございます。

船員関係予算につきましては以上でございます。

【野川部会長】      ありがとうございました。

それでは、ただいま予算の概算要求について説明いただきましたが、本件につきまして質問等ございましたらお願いいたします。平岡委員。

【平岡臨時委員】      1点教えていただきたいんですけど、毎年、地域公共交通確保維持改善事業ということで予算要求はされているわけですが、この予算要求というのは陸海空という形の中で使用されると思っているんですけど、ことしまた予算額としては前年度よりも多く要求しているということですが、基本的に海事のほうへどれぐらいの予算が流れてくるのか、ただ、私が思っているところでは、離島航路補助、それが当たるんじゃないかと思うんですけども、例えば、陸海空あるんですけども、海事のほうで

もそれ以上のものが必要ということもありますので、でもう少し、予算額とか、その辺がとれるような状況にならないのか、どの様になっているのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願えれば。

【野川部会長】 お願いします。

【村田企画官】 地域公共交通確保維持改善事業として、資料の20ページに関連事項として挙げさせていただいております。全体で348億円が掲げられていまして、これは陸上、航空、海上全て合わせたものとしてこれだけ上げられております。このうちの約73億円ぐらいが海事関係になっております。この額は実はあまり変わっていないというのが実際のところですよ。

どういう形でそれを増額していくのかというのは、非常に難しいところではあるんですけども、何とか努力してはいるところとしか言いようがないところではありますが、実際、全体の枠の中でどこにどう力を入れていくのかという形でやっていこうという、それしか今のところないということです。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。平岡委員。

【平岡臨時委員】 いつも言っているんですけども、海事の部分でこの辺のところでは使える予算ということを考えると、1つは、道路政策との関連の中でフェリーとか旅客船、その辺のところは厳しい状況にある中で、それに対する予算編成もないわけですよ。この地域公共交通事業の中で、例えば、そういうところに使える予算が組めるのか、組めないのか、地域公共という形の中であれば、それはいずれにしても予算をとらないとどうしようもないわけであって、別立ての予算が全くないわけですから、そういうところで例えば予算が使えるのか、使えないのか、その辺も含めて、予算を、海のほうにも獲得していただければと思います。

ただ、この73億円という話をすれば、陸海空でいうと一番低いんじゃないかと思えます。例えば100億ぐらいとれるのであれば、それはそれでこしたことはないんですけども、今の73億では離島航路の補助ということであれば陸海空で見たらちょっと低いのかなと思います。その辺も踏まえて、よろしくをお願いします。

【村田企画官】 努力はしていかないといけないとは思っています。

【野川部会長】 それでは、ご要望を承ったということでお願いいたします。

ほかに、この概算要求についてご質問等ありますでしょうか。立川委員。

【立川臨時委員】 船員の計画雇用促進事業についてですが、来年度より船員教育機関

の卒業生については支給額が半分と。その減った分にバランスするのかわかりませんが、一般教育機関からのほうへの支給額が増額されています。現行の実績はどういう状況だったのでしょうか。

新たな来年度予算として、船員教育機関を半減し、その減った分を一般の教育機構に上積みしたと。何人ぐらい支給するという概念で予算を立てたのか、お教え願えればと思います。

それからもう1点、先年予算化されていたものが今回、予算額ゼロになったものがございます。新たなエネルギー輸送の増加に対応するための船員の確保育成という項目が予算がなくなっております。これは既にこういう教育が終わったという理解をしたのか、どういう意味で削られたのか、お教え願えればと思います。

以上です。

**【野川部会長】** 3点ほどになりますでしょうか。よろしくをお願いします。

**【吉田船員政策課長補佐】** まず1点目でございます。計画雇用促進等事業の額の部分ですが、具体的な適用者数の見込みについては追ってご説明させていただきたいと思いますが、大きな概要としましては、現状の船員教育機関の卒業生の適用者と、その他の卒業生の適用者はそれぞれ増加傾向にございます。そういった中で、予算額についてはなかなか大幅に増やすことも難しく、特に重点的に取り組んでいきたい一般教育機関等からの卒業生について積み増して、そのかわりにそれ以外の船員教育機関卒業生への支払い額を減らしたということになっておりまして、予算の総額はほぼ同じで、船員教育機関卒業生等への支給総額が減って、その他への支給額総額が増えるというような関係になります。

それでよろしいですかね。

**【立川臨時委員】** 全くよくわかりません。現行の支給実績はどうなっているのですか。

**【吉田船員政策課長補佐】** 具体的な実績は今、数字を持っておりませんので、また後ほどご説明させていただきます。

2点目の削られているという部分なんですけど、もう一度、どの部分についてかよろしいですか。

**【立川臨時委員】** 2ページ目の2の28年度予算概算要求の総括表の中、5番、船員の確保・人材の育成の(4)新たなエネルギー輸送の増加に対応するための船員の確保・養成、これ要求額ゼロですよ。前年度は1,200万円ですが。

**【石田企画調整官】** すいません、この部分は海技課の予算でございまして、昨年、新

たなエネルギー輸送ということで、シェールガス等のガス輸送の船員養成のための訓練課程の構築のために調査予算を要求いたしまして、その調査については今年度やっております、1年限りの調査だったものですから、来年度については要求をしないということでございます。

【立川臨時委員】 調査をした結果として、何かやらなければいけない、予算化しなければいけないというのはなかったのでしょうか。

【石田企画調整官】 それは調査を今年やっておりますので、それをもとに検討していくということだと思いますが、来年度については、すぐに訓練課程を構築するという時期には至らないものですから、来年度については特段の予算を要求しておりません。

【立川臨時委員】 意味合い的にはわかりましたけれども、船員の教育ですとか確保というのはかなり時間を要するものですから、特にこの新たなエネルギー輸送の増加に対応するためのというと、かなり教育期間でかかると思うんですね。そういう面では早め早めの予算化ないしはプロセスをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【野川部会長】 ご要望ということでよろしいでしょうか。

他にはいかがでしょうか。庄司委員。

【庄司臨時委員】 今の立川委員のご質問に関連してなんですけど、15ページの今の雇用促進助成金ですね。既にある船員教育機関の卒業生への補助を減らしてでも一般教育機関の人材を確保したいという意図というか、どういう方針、既にもう出ているのかもしれないんですけど、全員教育機関というのは別な文科省や何かの予算を使って、そちらの教育を受けてきている学生さんだと思うんですが、そうではない一般教育機関の学生のほうに力を入れるというところの意味合いとか意図というか、方針を教えていただければと思うんですが。

【吉田船員政策課長補佐】 見直しの趣旨としましては、若年船員の確保を取り組んでいかないといけないという中で、例えば、我々のほうで所管しております海技教育機構、こちらから内航船員への就業は、9割以上の学生が内航船員に就業しておるというような状況でございますが、さらに船員への就業者を増やすに当たっては、それ以外からの就業者も増やしていかないといけないというふうに考えておるところでございます。

ですので、既にかかなりの割合、就業していただいておりますところではなくて、それ以外の今後増やしていかないといけない部分について、助成を重点化をしていきたいという趣旨

でございます。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。ほかにご質問などございますでしょうか。

それでは、特にございませぬようでしたら、次の議題に移りたいと存じます。議題2の「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」でございますが、船員部会のもと、最低賃金小委員会を立ち上げまして、調査・審議をしましてまいりました。

その結果、8月27日に開催されました第3回最低賃金小委員会において結論を得ましたので、事務局よりご報告いただいた上で審議することとしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

【風巻労働環境対策室長】 海事局船員政策課の風巻です。よろしく願いいたします。漁業に関する特定最低賃金の拡大についてご説明いたします。

最低賃金小委員会の結論といたしましては、資料2の答申（案）として取りまとめられたところでございますが、最低賃金小委員会では公益委員3名の統一見解が出されており、この見解が答申（案）に反映されておりますので、資料2の答申（案）のご説明の前に、まず1枚めくっていただきまして、資料2-2の公益委員の見解から朗読させていただきます。資料2-2をごらんください。

漁船員の最低賃金に関する最低賃金小委員会公益委員の見解

1. 趣旨。本見解は、最低賃金法が、船員法の適用対象である船員についても、労基法の適用対象である一般労働者と同様に適用されるという原則にかんがみ、地域別最低賃金もしくは特別の事業別最低賃金の制度（特定最賃）によって例外なく最低賃金額が定められている一般労働者と同様、すべての船員について最低賃金を決定することが必要であることから、その嚆矢として、過半数の労働者が最低賃金を定められていない漁船員につき、あまねく最低賃金を定めるための具体的対応の在り方に関する検討を促すものである。これにより、すべての船員につき、例外なく最低賃金が定められるための制度的基盤が整えられることが望まれる。

2. 最低賃金法の趣旨と漁船員に対する最低賃金制度の関係。最低賃金法の適用対象となる労働者は、労基法9条に定める労働者であり、船員法上の船員も対象となる。したがって、いかなる船種に乗船しているかを問わず、すべての漁船員も最低賃金法の適用下にある。

ところが、漁船において業務に従事しているという意味では同一でありながら、労基法が適用される漁船員には地域別最低賃金が適用されているのに、船員法が適用される漁船

員については、現在最低賃金が定められている四種の漁船に乗船する者についてのみ最低賃金が定められ、他の漁船員は最低賃金法が適用されているにも関わらず具体的な最低賃金が定められていないという状態に置かれている。

最低賃金法による最低賃金制度と具体的最低賃金額とは昭和 34 年（1959 年）に制定されて以来、何度かの改正を重ねてきたが、現行法における概要は、地域別最低賃金制度を基本として（最賃法 9 条 1 項）、これによっては労働者の保護や公正競争の確保という趣旨から最低賃金制度の趣旨が徹底されないとと思われる業種について、地域別最低賃金を上回る水準で特定最賃が定められている。したがって、労基法適用下にあるすべての労働者は、原則として従事する事業が存在する都道府県の地域別最低賃金のもとにあり、特定の業種に従事する労働者に関してはそれぞれの特定最賃のもとにあるということになる。船員法が適用されない船舶において就労する船員についても同様である。

これに対して船員法が適用される漁船員については、原則として地域最低賃金ではなく特定最賃が適用されることとされている。この趣旨は、最低賃金法の趣旨からは、労基法が適用される一般の労働者のように、特定最賃が適用されない労働者は押しなべて地域別最賃が適用されるという意味と、特定最賃によってすべての漁船員がカバーされるという意味とに解しうる。言い換えれば、これらの解釈を超えて、船員法が適用される漁船員は特定最賃が適用される者と適用される最賃が存在しない者との区別されるという解釈はあり得ない。そうすると、地域別最賃が適用されないことを前提とする現在の漁船員に対する最賃制度は、すべての漁船員について特定最賃が定められることを条件として初めて最低賃金法にのっとった制度であると言える。

3. 現状と評価。現在、船員法が適用される漁船員については、中央において二つの船種（遠洋まぐろ、大型いかつり）、地方において二つの船種（大中型まき網、沖合底引き網）に乗船する者についてのみ最低賃金が定められているが、これは船員法が適用される全漁船員の過半数にも満たない。今回、かつお・まぐろ漁業について包括的に最低賃金が設定されたとしても、なおおよそ 50% の漁船員には最低賃金が存在しないという由々しい事態が継続することとなる。

このような事態が生じている要因としては、まず、漁船員に対する最低賃金制度が、特定最賃によってのみ最賃額が決定され、地域別最低賃金が適用されないきわめて特殊な制度であるという認識が十分に定着せず、漁船の業種ごとに最低賃金を決めていくという方式が慣行となり、その結果、多くの漁船員が最低賃金を定められないまま放置されるとい

う事態を生じることとなったという点があげられる。また、最低賃金が定められている遠洋まぐろなど四種の漁船については、具体的最賃額を決定する最低賃金専門部会における議論は、労働条件の最低基準を法で定めることにより、その人権を守るという憲法 27 条 2 項及び労働基準法、最低賃金法の趣旨とは異なり、実際に払われるべき賃金額を定める労使交渉の場と化している。このことが、最低賃金を漁船員すべてに定めるという最賃法本来の趣旨にのっとり方向を妨げてきたことは疑えない。

このような実態は、最低賃金制度が、地域もしくは特定事業ごとに原則として全労働者に適用される賃金の最低水準を刑罰を担保として保障する制度であるという原則にそぐわないし、またきわめて具体的実例として外国人技能実習生に支払われる手当は、一般に最低賃金を算定基準としてこれに一定の要件を加えて具体的額を算出するが、技能実習生を漁船に受け入れる場合、支払われる手当の正当な基準がないこととなるなどの不都合も生みだす。

このような事態は速やかに改善されなければならない、そのために以下のような点について検討を行うことが不可欠である。

4. 今後の対応。まず、漁業の最低賃金については、実際に払われる賃金額ではなく、まさに本来の意味での最低賃金額を定めることを前提としつつ、今回決定されるかつお・まぐろ業を皮切りに、すべての漁船員について最低賃金を定めるための検討の場を設置し、本来の趣旨での最低賃金を決定するスケジュールを策定する必要がある。

このようにして、早急に、すべての漁船員に最低賃金が定められことが望まれる。

以上が公益委員の見解です。

引き続きまして、資料 2 の答申（案）についてご説明いたします。1 枚戻っていただきまして、資料 2、答申（案）をごらんください。

答申（案）。国土交通大臣より諮問のあった平成 27 年 6 月 23 日付諮問第 223 号「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」は、以下のとおりの結論とする。

記。I. 現在の最低賃金の設定業種である「漁業（遠洋まぐろ）最低賃金」を、遠洋かつお漁業及び近海かつお・まぐろ漁業を含む業種へ拡大し、以下のとおり「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金」とする方向で、今後、最低賃金について決定することが適当である。

1 適用する地域。全国。これは 3 つの要素、つまり漁船員の雇用エリア、あと水揚げ場所、また漁場の範囲、そういうのを総合的に勘案して、国土交通大臣が定める全国一本でよろしいのではないかということになっております。

2 適用する使用者。船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であつて、かつお・まぐろ漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第8号及び第9号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）これは今回のかつお・まぐろ漁業に広げるといふことで、その定義を書いております。その定義を漁業法のほうから引用してありまして、政令の第1項8号は遠洋かつお・まぐろ漁業、9号のほうは近海かつお・まぐろ漁業となっております。

3 適用する船員。前項の使用者に雇用されている船員であつて、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記第5項に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。これにつきましては、未経験の新人などの0.8人歩の方は対象外ということにしてあります。この部分の書きぶりについてはほかの漁業種と同じような書きぶりになっております。

4 適用する期間。漁業（かつお・まぐろ）に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。これについてもほかの漁業と同じ書きぶりになっております。餌などの積み込みの出航準備から始まって、漁獲物の水揚げまで、これが歩合給の算定の基礎になった場合は、その期間も含めるといふこととなっております。

5 第3項の船員に係る最低賃金額の定め方。最低賃金額は月額で定め、月払いとするものとし、1人歩船員を対象として算定を行う。最低賃金額を設定するにあたっては、労使交渉の場としての実質賃金を定めるのではなく、健康で文化的な最低限度の生活を担保するための賃金額とすることとし、この観点から、漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金額を定めることとする。1人歩船員を対象としてという前段につきましてはほかの漁業と一緒にございまして、後段につきましては、まさしく公益委員の見解を取り入れた形になっております。

6 最低賃金に算入しない賃金。(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当。

裏のページに行きまして、(2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など。(3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など。(4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏

期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金。(5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの。この5つの項目、これはほかの業種と全く同じでございます。

続いてローマ数字のⅡのほうに行きまして、Ⅱ. 漁業（かつお・まぐろ）以外の漁業への拡大について。最低賃金法（昭和34年法律第137号）は、労働基準法（昭和22年法律第49号）適用の陸上労働者と同様に、船員法適用の船員についてもすべからく適用されている。今般、漁業業種の拡大が図られ、最低賃金額が設定される対象者が拡大されたとしても、依然として、最低賃金額が定められていない漁船員が多く存在する状況にある。このような事態を改善するため、全ての漁船員について、最低賃金額を定めることに向けた検討の場を設置し、早急に検討が進められることが望まれる。これにつきましては先ほどの公益委員の見解を取り入れた形になっております。

説明は以上でございます。

**【野川部会長】** ありがとうございます。

資料2-3に交通政策審議会の諮問についてが添付されておりますので、ご確認ください。それでは、この答申（案）につきまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にございませんようでしたら、この漁業に関する特定最低賃金の拡大については、資料2の答申（案）のとおり結論とし、海事分科会長に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【野川部会長】** ありがとうございます。

それでは、次の議題3に進みたいと存じます。議題3の「船員に関する特定最低賃金（全国航鋼船運航業及び海上旅客運送業）の改正について」、それぞれの専門部会での調査・審議の結果につきまして、事務局よりご報告いただいた上で審議することとしたいと存じます。それでは、お願いいたします。

**【風巻労働環境対策室長】** それでは、全国航鋼船運航業最低賃金専門部会及び海上旅客運送業最低賃金専門部会における調査・審議の結果について、資料3-2の5ページ目、「最低賃金の審議について」の資料に基づきご報告させていただきます。

まず、左側の全国航鋼船運航業最低賃金専門部会についてですが、8月19日及び9

月24日の2回にわたり調査審議を行いました。その結果、専門部会として全国内航鋼船運航業最低賃金につきましては、戻りまして資料3の1. のとおり、適用する船員に係る最低賃金額の職員24万3,350円を24万5,150円に、ただし書きの職員22万6,900円を22万8,700円に、部員18万4,750円を18万6,550円に、ただし書の海上経歴3年未満の部員17万5,450円を17万7,250円にそれぞれ改正することが適当であるとの結論に至りました。

なお、結論の取りまとめにあたりまして、労働者側委員より、航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その職責を考慮して、最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導されたいとの意見が出されたことから、要望事項として付記しております。

次に、海上旅客運送業最低賃金専門部会についてですが、8月21日及び9月9日の2回にわたって調査・審議を行いました。その結果、専門部会として海上旅客運送業最低賃金については、資料3の2. のとおり、適用する船員に係る最低賃金額の職員（事務部職員を除く）、24万250円を24万2,050円に。事務部職員18万6,150円を18万7,950円に。部員17万9,000円を18万600円にそれぞれ改正することが適当であるとの結論に至りました。

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部門及び海上旅客運送業最低賃金専門部会にかかる調査・審議の結果については、以上のとおりでございます。

**【野川部会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまのこの専門部会の結果についてのご説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業及び海上旅客運送業）の改正について」は、資料3の案のとおり結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【野川部会長】** ありがとうございます。

それでは、次に議題4に参ります。議題4の「青少年の雇用の促進等に関する法律第7条に基づく事業主等指針について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【吉田船員政策課長補佐】 資料4をごらんいただければと思います。「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（概要）」というのをお付けしております。こちらは3月の船員部会で国会提出予定法案、厚生労働省と共管で提出する予定の法案ということで報告させていただいたものでございます。こちらの法律が国会で成立をいたしまして、9月18日に公布をされております。法律に基づきまして、既存の勤労青少年福祉法が青少年の雇用の促進等に関する法律という法律に新しく生まれ変わるということになっておりまして、この新しい法律に基づきまして、事業者等が構すべき措置に関する指針というのを策定するというものでございます。

こちらの法律は、概要の一番下でございますが、施行期日が3段階に分かれております。一番早いものが平成27年10月1日から施行ということになっておりますので、それに間に合うように指針を策定することとしております。

資料4-2が指針の概要で、資料4-3に指針そのものをおつけしております。資料4-2の概要に基づきまして、指針の内容について説明させていただきたいと思っております。

指針の大きな構成としましては、最初に趣旨としまして、事業主等々その他の関係者が構すべき措置について定めるものだという趣旨がございまして、その後具体的な柱が3点ございます。

1つ目が、事業主が青少年の募集・採用に当たって構すべき措置でございます。こちら大きく2つございまして、1つは労働関係法令等の遵守でございます。例えば、船員職業安定法では、船員の募集・求人を行う場合には、従事すべき業務の内容ですとか賃金・労働時間等々を明示することとされておりますが、こういった労働関係法令等について改めて遵守を求めるものでございます。

もう1つが、意欲・能力に応じた就業機会の提供等ということで、意欲のある若者の就業機会が制限されないようにということで、例えば事業主に対して通年採用の積極的な導入の検討を求めるといったものでございます。

柱の2つ目が、採用後の青少年の定着促進のために事業主が構すべき措置について定めるものでございます。こちら大きく2点ございます。

1つは、雇用管理の改善に関する措置ということで、賃金不払い等の労働関係法令違反が行われないように、適切な雇用管理を行うこと等について事業者を求めるものでございます。

2つ目が、職業能力の開発及び向上に係る措置ということで、就職した後、青少年が能

力の開発及び向上に取り組めるようにということで、事業者に対して、例えば業務上必要な技能等にかかる情報の提供ですとか、職業訓練の受講を容易にするために相談機会を確保するですとか、そういったことに努めるよう求めるというものでございます。

柱の3点目は、事業主以外の例えば無料船員職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保・定着促進のために構すべき措置について定めるものでございます。大きく6点について措置を講ずるよう努めることということにしております。

1つ目は、青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進のために、無料職業紹介事業者ですとか募集情報提供事業者について、それぞれの青少年の状況に応じた支援を行うように努めるということにしております。

2つ目は、中途退学者、未就職卒業者への対応ということで、こういった方々への自立支援のために、それぞれ個別の支援ですとか面接会の開催ですとか、こういった支援を充実するよう努めることとしております。

3つ目は、募集情報提供事業者による就職支援サイトを通じた支援ですが、募集情報提供事業者と申しますのは、職業紹介等を直接するわけではなくて、有名なところでいいますとリクナビのような募集情報を提供する事業者に対して青少年が適切に職業選択できるよう、わかりやすい情報提供等を行うような配慮について求めるというものでございます。

4つ目は、職業能力の開発及び向上に係る措置につきまして、船員の教育訓練機関につきましても、青少年の個性に応じて適性を生かすような効果的な船員教育訓練の実施に努めるよう求めるというものでございます。

5つ目は、青少年のニーズ及び状態に応じた関係機関の紹介ということで、職業紹介事業者ですとか船員教育訓練機関につきまして、青少年が切れ目なく必要な支援が受けられるよう、関係機関が連携するように配慮を求めるというものでございます。

6点目は、非常に広く、各関係者それぞれが青少年の雇用機会の確保及び、職業定着の促進のために必要な支援を行ってくださいというようなことを求めるという内容になっております。

こちら法律の施行と合わせまして10月1日からの施行を予定しております。

概要については以上でございます。

**【野川部会長】** ありがとうございます。資料4-2の三の4、「青少年の個性に応じ」の後、「かつ、その適正」の「正」は「正」じゃなくて「性」ですね。

**【吉田船員政策課長補佐】** そうですね。すいません、ありがとうございます。

【野川部会長】 それでは、ただいまご説明いただきましたこの船員に関する、勤労青少年福祉法の一部を改正する法律に基づいた概要のご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでしたら、次の議題5に移りたいと存じます。議題5の「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

【野川部会長】 ありがとうございます。これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【吉田船員政策課長補佐】 先ほど立川委員からご質問のありました船員計画雇用促進等事業の実績についてご説明させていただきます。直近の平成26年度で船員計画雇用促進等事業の実績でございますが、24万円の支給対象となっております船員教育機関卒業生で約230名、それ以外の36万円の支給対象者も約230名、計460名というような状況でございます。

平成28年度、来年度の見込みとしましては、先ほどご説明しました見直しを行いまして、支給対象者合計で約480名、12万円の支給対象者で約350名、48万円の支給対象者約130名を想定しておるといようなところでございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ということだそうでございます。

【立川臨時委員】 次回もう少し細かい質問をさせていただければと思いますけれども、船員教育機関からの方が350名で、一般の方を逆に130名に減らしているということですか。

【吉田船員政策課長補佐】 15ページをもう一度見ていただければと思いますが、今回、これまで24万円の支給対象者は船員教育機関卒業生、具体的には海技教育機構ですとか商船大学、商船高専の卒業生ですが、来年度からはそれに加えて水産高校の専攻科を

卒業した方ですとか水産大学校を卒業した方についても、低いほうの支給対象にしたいという見直しを行うことにしております、これまで26年度で36万円の支給対象だった方が、28年度は12万円の支給対象に移る方がおり、数字では12万円の方が350名、48万円の方が130名というような関係になっておるといところです。

【立川臨時委員】 いや、その数字はわかったんですが、ここに書かれているのは、一般教育機関からの就業拡大への重点化ということは、一般教育機関からの卒業生をもっと受け入れたいという意味ではないんですか。

【吉田船員政策課長補佐】 そういう意味です。

【立川臨時委員】 にもかかわらず、230名が130名に減っているというのはどういうわけですか。

【吉田船員政策課長補佐】 230名の中には、水産大学校の卒業生の方ですとか専攻科の方ですとか、3級をとって船員に就業するような方もこれまで入っていたんですが、それをいわゆる一般教育機関等からに重点化をするということで、そういった方は船員教育機関卒業生と同じ扱いにしましょうということで移していますので、その分が減っておるといことです。

【野川部会長】 この最初の230名には実際には船員教育機関の卒業生も含まれているということですね。要は真水というか、完全に一般の教育機関からだけの方はもっとずっと少ないと。今回は、130名というのは一般教育機関の方だけをターゲットとして130名という、そういう趣旨ですね。

【吉田船員政策課長補佐】 はい。

【立川臨時委員】 完全に一般の教育機関からの数は幾つだったのですか。

【野川部会長】 230名のうち、完全に一般教育機関からの卒業生の人数は判りませんか。

【吉田船員政策課長補佐】 調べまして、またご説明いたします。

【野川部会長】 すいません、そうしたら次回、ご報告を必ずいただくということをお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局にお返しいたします。よろしく願いいたします。

【成瀬専門官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして交通政策審議会海事分科会第69回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ委員及び臨時委員の皆さんにはご出席をいただきまして、ありがとうございました。

— 了 —